

あんじん重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご利用者に対して指定介護保健施設サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい
ことを次の通り説明します。

* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が
対象となります。

★☆☆目次☆☆★

◎ 事業者	- 1 -
◎ 事業所の概要・職員の配置状況	- 2 -
◎ 当事業所が提供するサービス内容と利用料金	- 3 -
◎ 利用料金のお支払い方法・苦情の受付について 緊急時の対応	- 8 -
◎ 協力医療機関・非常災害対策・事故の対応について・ 身体拘束の禁止について虐待の防止について ハラスメント対策・秘密保持	- 9 -
◎ 施設利用にあたっての留意事項	- 10 -
◎ その他	- 11 -
◎ あんじん入所契約書兼利用合意書	- 12 -

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団 洋和会 |
| (2) 法人所在地 | 石川県野々市市新庄2丁目10番地 |
| (3) 電話番号 | 076 - 248 - 7575 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 池田 太一郎 |
| (5) 設立年月 | 昭和 62年 4月 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 介護老人保健施設

(2) 事業所の目的

当事業所は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することにより、ご利用者の能力に応じた自立生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とする。さらに、ご家庭に戻られる場合には、当施設退所後の介護保険サービスの調整、生活環境の整備等の支援を行う。

(3) 事業所の名称 介護老人保健施設 あんじん

(4) 事業所の所在地 石川県野々市市新庄2丁目30番地

(5) 電話番号 076 - 248 - 4165

(6) ファックス 076 - 248 - 4176

(7) 事業所長(管理者) 氏名 池田 裕也

(8) 介護保険事業所番号 1751380088号

(9) 当事業所の運営方針

- ・ 当事業所は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指す。
- ・ 当事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って施設サービスを提供するように努める。
- ・ 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(10) 開設年月 平成 3年12月

(11) 入所定員 100名

3. 職員の配置状況

- ・ 管理者 1人 ・ 医師 1人 ・ 薬剤師 1人 ・ 看護職員 9人以上
- ・ 介護職員 25人以上 ・ 支援相談員 1人以上
- ・ 作業療法士又は理学療法士 1人以上 ・ (管理) 栄養士 1人以上
- ・ 介護支援専門員 1人以上

4. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

[サービス内容]

- ①施設サービス計画（ケアプラン）の立案
- ②食事
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する方には特別浴槽にて対応します）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護（退所時の支援も致します）
- ⑥リハビリテーション、レクリエーション
- ⑦相談援助
- ⑧理美容（業者委託）
- ⑨行政手続きの代行

（1）基本料金

＜介護保険施設サービス費＞

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日当たりの自己負担分です）

1割負担の方

- ・要介護1 793円（717円）・要介護2 843円（763円）
- ・要介護3 908円（828円）・要介護4 961円（883円）
- ・要介護5 1,012円（932円）（ ）内は個室の場合の利用料

2割負担の方

- ・要介護1 1,586円（1,434円）・要介護2 1,686円（1,526円）
- ・要介護3 1,816円（1,656円）・要介護4 1,922円（1,766円）
- ・要介護5 2,024円（1,864円）（ ）内は個室の場合の利用料

3割負担の方

- ・要介護1 2,379円（2,151円）・要介護2 2,529円（2,289円）
- ・要介護3 2,724円（2,484円）・要介護4 2,883円（2,649円）
- ・要介護5 3,036円（2,796円）（ ）内は個室の場合の利用料

＜その他加算・費用＞

		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
1	夜勤職員配置加算	24円／日	48円／日	72円／日
2	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258円／日	516円／日	774円／日
3	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	200円／日	400円／日	600円／日
4	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（週3日まで）	240円／日	480円／日	720円／日
5	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）（週3日まで）	120円／日	240円／日	360円／日
6	若年性認知症入所者受入加算	120円／日	240円／日	360円／日
7	外泊時費用（月6日まで）	362円／日	724円／日	1,086円／日
8	外泊時在宅サービス利用	800円／日	1,600円／日	2,400円／日
9	ターミナルケア加算 （死亡日以前31日以上45日以下）	72円／日	144円／日	216円／日
	ターミナルケア加算 （死亡日以前4日以上30日以下）	160円／日	320円／日	480円／日
	ターミナルケア加算 （死亡日の前日及び前々日）	910円／日	1,820円／日	2,730円／日

	ターミナルケア加算（死亡日）	1,900 円／日	3,800 円／日	5,700 円／日
10	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	51 円／日	102 円／日	153 円／日
11	初期加算（Ⅱ）（30 日まで）	30 円／日	60 円／日	90 円／日
12	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450 円／回	900 円／回	1,350 円／回
13	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480 円／回	960 円／回	1,440 円／回
14	退所時情報提供加算（Ⅰ）（1 回まで）	500 円	1,000 円	1,500 円
15	退所時情報提供加算（Ⅱ）（1 回まで）	250 円	500 円	750 円
16	栄養マネジメント強化加算	11 円／日	22 円／日	33 円／日
17	経口移行加算	28 円／日	56 円／日	84 円／日
18	経口維持加算（Ⅰ）	400 円／月	800 円／月	1,200 円／月
	経口維持加算（Ⅱ）	100 円／月	200 円／月	300 円／月
19	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 円／月	180 円／月	270 円／月
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 円／月	220 円／月	330 円／月
20	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140 円／月	280 円／月	420 円／月
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70 円／月	140 円／月	210 円／月
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240 円／月	480 円／月	720 円／月
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100 円／月	200 円／月	300 円／月
21	療養食加算	6 円／食	12 円／食	18 円／食
22	緊急時治療管理（月 1 回、連続する 3 日まで）	518 円／日	1,036 円／日	1,554 円／日
23	所定疾患施設療養費（Ⅰ） （月 1 回、連続する 7 日まで）	239 円／日	478 円／日	717 円／日
	所定疾患施設療養費（Ⅱ） （月 1 回、連続する 10 日まで）	480 円／日	960 円／日	1,440 円／日
24	リハビリテーションマネジメント計画書 情報加算（Ⅱ）	33 円／月	66 円／月	99 円／月
25	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円／月	6 円／月	9 円／月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 円／月	26 円／月	39 円／月
26	科学的介護体制推進加算（Ⅰ）	40 円／月	80 円／月	120 円／月
	科学的介護体制推進加算（Ⅱ）	60 円／月	120 円／月	180 円／月
27	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円／日	44 円／日	66 円／日
28	協力医療機関連携加算	50 円／月	100 円／月	150 円／月
29	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 円／月	20 円／月	30 円／月
30	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円／月	20 円／月	30 円／月
31	安全対策体制加算	20 円／回	40 円／回	60 円／回
32	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	算定した単位数の 75／1000		

1) 夜勤を行う看護職員又は介護職員を 5 人以上配置しておりますので加算します。

2) 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所の日から 3 ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算します。

3) 医師等が入所日から 3 ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行う。

4、5) (イ) リハビリを担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が適切に配置。(ロ) リハビリを行うにあたり、入所者数が理学療法士などの数に対して適切(ハ) 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設などを訪問し、把握した生活環境を踏まえリハビリ計画を作成。

(イ)(ロ)(ハ) を満たした場合(Ⅰ)を、(イ)(ロ)を満たした場合(Ⅱ)を算定します。

- 6) 若年性認知症入所者の方に対して加算します。
- 7) 居宅における外泊を認められた場合に介護保険施設サービス費に代えて加算します。
- 8) 外泊の際に在宅サービスを利用した場合加算します。
- 9) 医師により一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された方で、ご利用者又はそのご家族等の同意を得て、そのご利用者のターミナルケアに係る計画が作成されており、医師、看護師、介護職員等が共同して、ご利用者の状態又はご家族の求め等に応じ随時、ご利用者又はそのご家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われたご利用者について、死亡月に加算します。
- 10) 在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が40以上であるため加算します。
- 11) 入所された日から30日以内の期間について加算します。
- 12、13) (イ) 入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内または入所後7日以内に、退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を策定し診療方針を決定する。退所後他の社会福祉施設等に入所する場合、入所者の同意を得て同施設を訪問し、退所目的の施設サービス計画の策定・診療方針の決定を行った場合も同様
(ロ) (イ) を満たしかつ、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合加算します。
- 14) 入所者が退所し、居宅で療養を継続する場合に、退所後の主治医に対し、入所者の同意を得て、診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合。入所者が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合で、入所者の同意を得て、社会福祉施設等へ診療状況、心身の状況、生活歴など処遇に必要な情報を提供した場合加算します。
- 15) 入所者が退所し医療機関に入院する場合、当該医療機関に対し、入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合加算します。
- 16) 施設入所時に入所者の栄養状態を確認し、管理栄養士、医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、その他の職種が共同して、入所者ごとの摂取、嚥下機能、食形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、ご利用者の栄養状態を定期的に記録し、栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じてその計画を見直しているために加算します。
- 17) 医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取しているご利用者ごとに経口

移行計画を作成している場合であって、その計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算します。

- 1 8) 医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご利用者ごとにご利用者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、その計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に加算します。

I) 経口により食事を摂取する方であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められた方が対象

II) 経口により食事を摂取する方であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められた方が対象

- 1 9) I) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月2回以上行っている場合に加算します。

II) 加算Iに加えて、入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出した場合に加算します。

- 2 0) 老健における医師と、在宅のかかりつけ医が連携し、服薬している薬剤を減らす取り組みを行っている施設を評価する加算です。

I) 入所時・退所時にかかりつけ医との連携を行った場合に加算します。

II) 加算Iに加えて、ご利用者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出した場合に加算します。

III) 加算IIに加えて、減薬に至った場合に加算します。

- 2 1) 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、胃潰瘍食、肝臓病食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に加算します。

- 2 2) ご利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに加算します。

- 2 3) 肺炎の方、尿路感染症の方、带状疱疹の方、蜂窩織炎の方、慢性心不全の増悪の方に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に加算します。

- 2 4) ご利用者の状態や生活環境等を踏まえた計画の作成、適切なりハビリテーションの実施、評価、計画の見直しを行い、厚生労働省へ定期的な情報提出を行った場合に加算します。

- 2 5) 入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、施設入所時及び3月に1回、評価を行い、その結果褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対して、関連職種の者が共同し入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、入所者ごとに褥瘡管理を実施、3月に1回、計画の見直しを行った場合

加算します。

I) 上記要件を満たしている場合に加算します。

II) 加算 I)に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合に加算します。

2 6) 入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に加算します。

2 7) 介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 35 以上であるため加算します。

2 8) 相談・診療体制を常時確保し緊急時入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関の場合加算します。

2 9) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保し、また新興感染症以外についても協力医療機関等との間で発生時の対応を取り決めてしている場合に加算します。

3 0) ご利用者の安全、介護サービスの質の確保のため介護記録ソフト等を導入している場合に加算します。

3 1) 外部の研修を受けた担当者を配置し、安全対策に組織的に取り組む体制を整備した場合に加算します。

3 2) 介護職員、介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出ているので加算します。

(2) 特別なサービスの料金

特別室料	2 人部屋	1, 048 円/日
------	-------	------------

(3) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料の全額がご利用者の負担となります。

① 食費	(第4段階)	上限	1, 500 円/日
	(第3段階②)	上限	1, 360 円/日
	(第3段階①)	上限	650 円/日
	(第2段階)	上限	390 円/日
	(第1段階)	上限	300 円/日
② 居住費	2～4 人部屋の場合 (水道光熱費)	(第4段階)	437 円/日
		(第2・3段階)	430 円/日
		(第1段階)	0 円/日
個室の場合 (207・220 号室)	(居室料+水道光熱費)	(第4段階)	2, 790 円/日
		(第3段階)	1, 370 円/日
		(第1・2段階)	550 円/日

* ①、②は所得に応じて負担額が変わりますので、ご確認の上お知らせください。

③衣料等洗濯代	(シャツ・パンツ等下着)	77円/枚
	(パジャマ・バスタオル等)	220円/枚
④電気使用料		44円/点 (1日につき)
⑤理美容代	実費	・カット 2,916円
(業者委託)		・毛染め 6,500円
		・パーマ 6,500円
⑥その他日常生活費		・毛染め、パーマ 8,640円
		実費

5. 利用料金のお支払い方法

- ① 前記4.(1), (2), (3)の料金・費用に関して、毎月10日頃に前月の利用料等の請求書を契約者又は契約者代理人に送付致します。支払い方法は、口座引き落としを原則としてお願いしています。
- ② 上記の支払い期日については、前月の利用料を請求書送付月の22日(この日が金融機関の休業日である場合はその翌営業日)に指定口座より引き落としとなります。
- ③ 口座登録が完了されていない場合は、専用払込用紙を請求書に同封致しますので、金融機関にてその月の25日までに払い込んでいただくことになります。
- ④ 契約者及び契約者代理人の都合により口座引き落としが行われなかった場合は、翌月12日(この日が金融機関の休業日である場合はその翌営業日)に再度引き落としを行います。その際にかかる手数料については契約者及び契約者代理人の負担となります。また、郵便払い込みの場合の取扱手数料は契約者及び契約者代理人の負担となります。
- ⑤ 当施設は、契約者又は契約者代理人から①項に定める利用料金の支払いを受けたときは、契約者及び契約者代理人が指定した方に対し、領収書を送付します。領収書の発行は、入金いただいた月の翌月10日頃に請求書に同封いたします。

6. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 苦情処理責任者 中島 彰子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

◇ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

介護保険全般に関するお問い合わせ	お住まいの市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせ下さい。
要介護認定、保険料、保険給付等に関する不服がある場合	石川県介護保険審査会 (石川県健康福祉部長寿社会課) 連絡先 076-225-1416 受付時間(平日) 8時30分～17時
介護保険サービスの苦情について	石川県国民健康保険団体連合会 連絡先 076-231-1110 受付時間(平日) 9時～17時

7. 緊急時の対応

サービス利用中にご利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する医療機関等や又は、南ヶ丘病院へ緊急に連絡致します。

8. 協力医療機関

当施設では、次の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

協力医療機関	：名称	南ヶ丘病院
	住所	石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 5 6 街区 1 番
	：名称	池田病院
	住所	石川県野々市市新庄 2 丁目 1 0
協力歯科医療機関	：名称	まめだ歯科医院
	住所	石川県金沢市大豆田本町ハ- 5 0 - 3

9. 非常災害対策

事業者は、サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じます。

10. 事故の対応について

高齢者の方は環境の変化に弱いため、入所することにより予測のできない行動に出ることが十分に考えられます。また、老化による皮膚・骨・えん下（飲み込み）機能の低下により思わぬ外傷や、転倒転落による骨折、食物がのどにつまり窒息するという可能性があります。

当事業者は、ご利用者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・ご利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

11. 身体拘束の禁止について

当施設は、原則としてご利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待の防止について

（１）当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の号に掲げる措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

②職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

（２）当施設はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

13. ハラスメント対策

（１）当施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

（２）利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

14. 秘密保持

事業所は正当な理由なくその業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密をもらすことがないように、必要な措置を講じ、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して

第三者に漏らすことはありません。

また、事業所は、サービス担当者会議等やサービス提供上必要な場合において、ご利用者及びご利用者のご家族の個人情報を用いる際は、予め文書で同意を得ます。ご利用者やそのご家族に関する個人記録が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

15. 施設利用にあたっての留意事項

面会 面会時間は 9 : 00 ~ 20 : 00 です。
面会時の出入口のご案内

	あんじん正面玄関	池田病院正面玄関	あんじん夜間通用口
月～金	9 : 00 ~ 17 : 30		17 : 30 ~ 20 : 00
土	9 : 00 ~ 12 : 30	12 : 30 ~ 17 : 30	17 : 30 ~ 20 : 00
日祝日		9 : 00 ~ 17 : 30	17 : 30 ~ 20 : 00

洗濯 当施設では、入所時に洗濯物の対応についてご家族に確認をしていますが、施設洗濯は業者への委託となっています。

業者では通常の洗濯であっても熱水処理と塩素系の洗剤を使用しての洗浄を実施しており、色落ちや縮みが発生する場合がありますことをご了承いただくとともに、毛糸の衣服についてはご持参を見合わせていただきますようお願いいたします。

日課の励行 ご利用者は、管理者や医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等の指導による日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努めて下さい。

外出・外泊 ご利用者が、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届けて下さい。気分転換及び社会交流の為に外出・外泊をおすすめします。

衛生保持 ご利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力して下さい。

喫煙 ご利用者がおられる館内は、すべて禁煙になっているので、ご協力をお願いします。又、ライター・マッチ類の施設持込みは、ご遠慮下さい。

医療機関の受診について

施設入所中のご利用者の治療等は施設が管理することになっていきますので、他の医療機関の受診には施設からの紹介状が必要になります。また、医療機関も施設入所者に対し、施設の紹介状なしに診療、検査、投薬等をしてはいけないことになっていきます。紹介状なしに受診や投薬を受けることは受診先の医療機関にもご迷惑をおかけすることになりますので、他の医療機関への受診を希望される際には、まず当施設にご相談いただきますようお願いいたします。

救急搬送について

医師の判断で救急搬送が必要な場合は協力医療機関等へ搬送します。受診・入院となった場合はご家族の付き添いとなります。

宗教活動 ご利用者は、宗教や信条の相違等で他人を攻撃すること、宗教の勧誘、自己の利益の為に他人の自由を侵すことを禁止します。

禁止行為 けんか、口論、泥酔、特定の政治活動等で他のご利用者等に迷惑を及ぼすこと。施設の秩序、風紀を乱し、安全や衛生を害すること。故意に施設の物品に損害を与えること。又はこれを持ち出すこと。

その他 ラジオ・電気毛布等の電化製品のご利用を希望される方は、職員にお申し出下さい(ラジオ等は同室の方にご迷惑にならないようにイヤホンをご使用下さい)。又、入所時の必要物品等については、別紙3をご参照下さい。

貴重品の管理について

入所の際、私物の持ち込み(時計、眼鏡、補聴器、指輪、ネックレス等)を希望される方は、場合により記名をお願いする事があります。また、ご自身で管理されている中での破損や故障、紛失等のトラブルには、施設としての責任を負いかねますのでご了承をお願いいたします。また、現金・貴重品の持ち込みは出来る限りご遠慮頂きます様お願いいたします。

16. 連帯保証人

連帯保証人は、極度額 100 万円を限度として、利用者と連携して、本契約から生じる利用者の一切の債務を負担するものとします。

17. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 無し

18. その他

当事業所については、パンフレット、又はインターネットのホームページをご参照下さい。(ホームページアドレス：<https://yowakai.jp>)

※ この重要事項の説明書は、厚生省令第 37 号第 8 条の規定に基づき、利用申し込み者又はその代理人への重要事項説明の為に作成したものです。

あんじん入所契約書兼利用合意書

介護老人保健施設あんじんに入所するにあたり、下記重要事項の説明を受け、書類を受領しました。これらの内容に同意し、ここに契約書兼合意書を提出します。

記

- 1、 あんじん 重要事項説明書
- 2、 利用者負担のご案内

令和 年 月 日

事業者	住所	石川県野々市市新庄2丁目30番地
	氏名	介護老人保健施設 あんじん
	代表者	施設長 池田裕也 ⑩

利用者	住所	
	氏名	⑩

身元引受人 (連帯保証人)	住所	
	氏名	⑩

利用者との続柄

家族代表者	住所	
	氏名	⑩

利用者との続柄